

7 都道府県から拡大 !! コロナウイルス拡大に「緊張感」!!

全国に緊急事態宣言

日々の業務に加えコロナ対策により疲弊している状況下ではありますが、緊急事態宣言が出て福祉地域医療を担う事業所により一層の注意喚起が必要な局面にあります。また利用者・患者以外にも職員各々の出入りにより感染の可能性も高く、万が一の発生時に備えなければなりません。このことから就業規則第 26 条サービスの基本原則に則り、行動調査を実施いたします。

以下に該当する場合には「特定感染症対策行動調査票」の提出を職員各自必ずお願いします。

- ①期間内に職員本人が長崎県外への往来をする（した）場合（※業務・私用かかわらず）
- ②期間内に職員の同居人が長崎県外への往来をする（した）場合（※業務・私用かかわらず）
- ③期間内に長崎県外より来客がある（あった）場合（※業務・私用かかわらず）
- ④その他接触により発生後追跡調査時に少しでも省力化できると考えられる場合

各地で院内感染報告も増えてきていますので些細なことでも報告をお願いします。

「特定感染症対策行動調査票」は総務課にありますので該当する職員はお問合せ下さい！

特定警戒地域への移動を禁止します！

※近隣地区では福岡県

法人職員の皆さんへ！

法定外福利厚生

マスク

常勤者（週40時間）	50枚
非常勤者	25枚

※月の勤務時間が 35 時間未満の方と休職者の職員を除く

配布します。

4月27日～30日の4日間で配布します。

今回の処置は、あくまでも職員とその家族を守るという考えのもとに行います。
十分にご理解、認識をお願いします。
今後の配布を約束するものではありません。次の配布は未定です。

